

## 部活動に係る活動方針

令和5年4月  
茨城県立土浦工業高等学校

### はじめに

現在、部活動の取り組み方について全国的に議論がされる中、スポーツ庁において「運動部活動の地域移行に関する検討会議」（令和4年6月6日）、また、文化庁においては「文化部活動の地域移行に関する検討会議」（令和4年8月9日）から提言が示されたことを踏まえ、茨城県教育委員会から「茨城県部活動の運営方針」の改訂が提示されました。

これにのっとり、生徒、保護者及び地域の関係機関への周知期間を経て、学校としての活動方針について令和5年4月1日からの運用開始の指示がありましたので、本校の部活動に係る運営方針を以下提示いたします。

### 1 生徒が適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

- (1) 原則週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日1日、土・日曜日、祝日等いずれかの1日）。  
大会等への参加により休日に連続して活動した場合、休養日を他の休日に振替える。
- (2) 1日当たりの活動時間の上限は、平日2時間、休日4時間、週計12時間とする。
- (3) 長期休業中は、1週間程度の休養期間を設ける。
- (4) 定期考査前の1週間は原則休養日とする。
- (5) 朝の活動は原則行わない。

### 2 適切な運営のための体制整備

- (1) 本校の部活動は生徒の自主性・自発的な参加による活動であり、加入は任意である。
- (2) 可能な限り生徒が自ら活動計画を立案・運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求める運営体制を構築する。
- (3) 部活動未加入生徒や、保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行い、HP等へ掲載する。
- (4) PTA・後援会・生徒会等から部活動に係る費用を充当する場合、加入前に、充当について詳細を掲示し理解を得る。
- (5) 地域移行期において、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないように配慮する。
- (6) 学校長は、部顧問の決定に当たり、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- (7) 学校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等を行い、各部の活動状況の把握に努める。
- (8) 勝利至上主義に傾倒した過剰な長時間活動や体罰・暴言・ハラスメント等の、顧問等による不適切な指導や部員間でのいじめ等を根絶する。そのために学校長は必要な指導や研修を行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。
- (2) 学校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。
- (3) 校長及び部顧問は、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出する。

全体及び年間の活動計画	平日・休日における活動日・休養日・参加予定大会等
毎月の活動計画	活動日時・場所、休養日、大会参加日時等
毎月の活動実績	

### 4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- (1) 校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視する。
- (2) 校長及び部顧問は、地域の特別支援学校等との合同練習を実施するなど連携を図る。
- (3) 校長は、活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。
- (4) 学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

### 5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

- (1) 生徒及び教員数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問制を推進する。
- (2) 校長及び部顧問は、休養日の振替を徹底する。